

25 台台健生第 912 号
平成 25 年 8 月 22 日

診療所管理者 様

台東区台東保健所長
矢内 真理子
(公印省略)

医師等の資格確認の徹底について

台東区の医療行政につきましては、日頃から特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、都内病院において診療放射線技師等が国家試験合格後の籍登録前に資格による業務を行っていたことについて、東京都福祉保健局より通知がありました。

つきましては、下記事項に留意し、従事職員の資格について速やかに再点検を行うなど、資格確認の徹底についてお願いいたします。

記

- 1 免許証を取得していない採用者については、免許証の交付後、原本(国家試験合格等による免許申請後、まだ免許証が交付されていない者については、登録済証明書の原本)が確認できるまでの間は、資格が必要な業務に従事させないこと。
- 2 医師等を採用する際には、事前に免許証の原本の提出を必ず求め、資格を有していることを確認すること。

【担 当】

台東保健所生活衛生課 医務薬事衛生
TEL 3 8 4 7 - 9 4 1 6
田中・波田野